

令和3年4月26日

保護者 様

県立尼崎西高等学校
校長 安曇 茂樹

緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について

最近、感染者が急激に増加していることから、4月23日、緊急事態宣言が発令され、兵庫県、大阪府、京都府、東京都が緊急事態措置を実施すべき区域となりました。

このため、安全・安心の中で教育活動ができるよう、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本としつつ、危機感をもって、学校内の感染防止対策に取り組んでまいります。

なお、措置の期間は、5月11日までとなっていますが、連休明け（5月6日以降）の感染状況によっては、教育委員会独自で、部活動を含め、活動場所を更に制限する可能性があることを申し添えます。

記

1 教育活動【令和3年4月26日（月）～令和3年5月11日（火）】

- (1) 県外における活動（修学旅行を含む）は、行いません。
- (2) 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、本校における諸状況を勘案し、実施の可否を判断します。（なお、今回の緊急事態宣言期間中は実施の予定はありません。）
- (3) 下記の感染防止対策を徹底します。

【登校時】

- ・毎日の登校前の健康観察を必ず行ってください。また、生徒はもとより、同居のご家族に発熱等の風邪症状があったり、PCR 検査を受けている方がいる場合は登校しないようにしてください。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置とします。）なお、出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮します。

【教育活動時】

- ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとります。
- ・マスクの着用を徹底するとともに、必要に応じてフェイスシールドを着用します。

- ・毎日の検温、手洗いを徹底します。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
- ・食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置等を行うとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行いません。
- ・不要不急の外出は自粛してください。

2 部活動【令和3年4月25日（日）～令和3年5月11日（火）】

教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施します。ただし、実施場所は県内に限ります。（下記※を除きます。）

【感染防止対策】

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。
- ・活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施とします。
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめます。
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用します。
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けるようにします。

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。

3 心のケア

新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート（令和2年度）の結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応します。

- （1）生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充等）に努めます。
- （2）キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用を促進します。
- （3）外国人生徒等への個別支援を行います。
- （4）経済的困窮に配慮し、必要とする生徒に対し、女性用品（生理用ナプキン等）を配布します。（配布時期、方法等については後日連絡します。）
- （5）不安や恐れなど心理的ストレスを抱えている生徒の心のケアのため、学校以外の相談機関等を以下に紹介します。
 - ・「ひょうごっ子悩み相談」（電話相談・24時間受付）
0120-0-78310（通話料無料・携帯電話利用可）
 - ・「ひょうごっ子SNS悩み相談」（相談時間：16:00～21:00）
LINE等のSNSで利用可能な相談窓口です。（Google等の検索エンジンで「ひょうごSNS」と入力すれば当該サイトが出てきます。）